

## 「一条メガソーラー熊本菊池発電所事業に係る環境影響評価方法書」に対する熊本県環境影響評価審査会意見

標記方法書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

### **[動物・植物・生態系]**

#### **〈動植物〉**

- (1) 大規模な土地の改変により、生物多様性の減少が懸念されることから、事業撤退後の生物多様性の回復につながる対策を検討すること。
- (2) 事業実施にあたり土壌改良を行う場合は、事業撤退後に植林できる工法等を検討すること。

### **[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]**

#### **〈景観〉**

- (1) 本事業は、国道 57 号北側復旧ルートの上側に太陽光パネルを設置するものであり、走行する車からの景観への影響が懸念されるため、景観に配慮した適切な対策を検討すること。
- (2) 主要な眺望点の選定にあたっては、景観の影響範囲を広域に設定して、再検討を行うこと。この際、登山の場としてよく利用されている鞍岳を調査地点として追加する必要があるか検討すること。

### **[廃棄物等]**

#### **〈廃棄物〉**

太陽光パネルには、鉛やセレン等の有害物質を含むものがあるが、海外製はそれらの情報が不明で、産業廃棄物最終処分場での受入れ拒否となる事例がある。このことから、本事業で使用予定の太陽光パネルにおける有害物質の含有の有無を確認すること。また、準備書に事業終了後のパネルの処理方針を明記すること。